

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第27回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成22年11月8日（月）午後2時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，高階貞男，三井誠（委員長），吉野孝義

（小林敬委員は欠席）

（庶務）山田大阪高裁総務課長，安達大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）古財大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて
- (2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて
- (3) 日程その他

5 議事

- (1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から情報収集について報告があった。

協議の結果，具体的な記述に欠ける情報を除いて，いずれも中央の委員会に送付することとされた。

- (2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 直接地域委員会に提出された情報について

具体的な記述に欠ける情報並びに専ら裁判官の訴訟指揮及び判断に対する意見が記載された情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。その余の情報については，中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会を經由して提出された情報について

専ら裁判官の訴訟指揮及び判断に対する意見が記載された情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。その余の情報については，

弁護士会が取りまとめて提出されたものであることを明らかにした上で、中央の委員会に送付することとされた。

ウ 9月24日付け近畿弁護士会連合会理事長及び近畿管内各弁護士会会長連名で提出された書面(裁判官指名候補者に関する情報受付の周知先について)の取扱いについて

庶務から中央の委員会における最近の審議状況について報告があった。

本書面は、判事任命・判事再任候補者の現任庁の在任期間が少なくとも1年未満の場合には、前任庁に対応する弁護士会に対しても情報収集を依頼することを要望するものであるが、この点については、中央の委員会でこれまでから審議され、4月以降異動者について、直ちに現任庁に加えて前任庁所管の地域委員会にも外部情報収集を依頼する取扱いは、当面は執らないこととされていることから、協議の結果、当委員会としては、これを取り上げないこととされた。その際、次のような発言があった。

- ・ 情報が少ないと本委員会の意味がなくなってしまうので、在任期間が半年程度の場合には、前任庁に対しても情報収集を依頼してもよいのではないか。
- ・ 外部情報のみで指名の適否を決めるシステムではなく、過去10年分の所長の報告書が蓄積され、かつその報告書には外部情報等の内容も反映されているという現在のシステムからすると、在任期間が短いからといって、直ちに前任庁に対応する弁護士会に対して情報収集を依頼する必要性はないと考える。
- ・ 所長の報告書が情報として中心になることは理解しているが、それ以外の外部情報をなるべく多く収集するのが本制度の趣旨にかなうのではないか。

(3) 日程その他

次回期日については、平成23年3月第1週頃として、具体的な日時は追って調整することとなった。

(以上)